

会員の皆様へ

一般社団法人埼玉県歯科医師会
会長 大島修一

緊急事態宣言解除後の歯科診療について

緊急事態宣言が解除され、街には活気が戻りつつある様です。しかしながら、私達の生活は大きく変わりました。会員の先生方におかれましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で、精神的にも経済的にも大変な負担を強いられた事と思います。そして今でも、患者さんの数や収入において、以前の状態には戻っていない先生も多いのではないのでしょうか。

歯科医院においては、以前からウイルス感染対策（肝炎・エイズなど）について、スタンダードプリコーションの徹底が叫ばれ、多くの先生方はしっかりと対策を行ってきたものと思います。しかしながら、様々な事情から十分な対策が出来なかった事も有ったかもしれません。

そして今回、私達は新型コロナウイルス感染症に対応するため、「さらに徹底した感染対策」を行い、「新しい診療様式」を模索、実践することで、患者さんや診療所スタッフの感染を防いできました。

結果、現在まで歯科医師や歯科衛生士から歯科治療を介して、患者さんへ感染したという報告は1例もありません。

先生方のご努力に心より感謝を申し上げます。

現在、流行も段々と収まっていくように見えますが、地域によっては、緊急事態宣言解除後改めて患者の増加が報道されています。今後、第2波、第3波が発生する事が高い確率で予想されています。私達は解除後も、最大限の警戒をしながら「新しい診療様式」を定着させる必要があります。

2月末に新型コロナウイルスの報道が始まり現在まで、特にマスク、アルコールなどを始めとする衛生資材は品不足になり入手困難になりました。また、感染予防のための診療機材も納品に時間がかかる状況で、緊急の対応が十分出来なかった先生も多くあったようです。今後も引き続き今年の冬に起こる事が予測される、次の感染拡大に向け準備をすることが必要です。あまり時間はありませんが、今回の事を教訓に少しでも早く備えてください。むろん、精いっぱい対策をしても絶対に感染しないという保証はありません。今回、歯科診療を介しての感染が無かったことを「幸運だった」ととらえ、今まで以上にしっかりとした対策をとることが肝要と思います。もし、たとえ一つの医療機関からでも感染が起きれば、歯科医療全体へ与えるダメージは想像をはるかに超える状況になるものと思います。

埼玉県歯科医師会からは、今後もコロナ関連の情報を逐次お伝えしてまいります。みんなで知恵と力を出し合い乗り切りたいと思います。ご協力よろしくお願い致します。